

救済依頼文

恐るべき労基法違反

—— 2016年修正版 ——

—旧労働省所管ポリテクカレッジ岡山で 私が受けた労基法違反の大被害—

■この文書は、(労働省所管、雇用促進事業団運営の)ポリテクカレッジ岡山(岡山職業能力開発短期大学校、現・中国職業能力開発大学校。以下岡短と略す)が行った労基法違反、不法行為による、私の受けた被害をまとめ、政府・主要政党に救済依頼のため記したものである。

★雇用促進事業団(現・雇用能力開発機構、以下「機構」と略す)及び岡短に1998年末不当交渉が行われたため、その間の経緯も含めてまとめ、①両団体に(厚生) 労働省傘下の団体及び教育機関という認識を促し、私の代理人との交渉を誠実に行うよう訴えることを目的としてこの文書を作成した。

同時に、②現厚生労働省関連団体の労基法違反、そして労基法違反の被害がどのように恐ろしいものかという社会告発も兼ねて、主要政党とマスコミの一部にも送付している。政党等が厚生労働省関連団体の恐るべき労基法違反を見逃すならば、日本はもはや法治国家とは言えなくなるであろう。今回の私の被害は国税庁職員の大規模・大量脱税と同様の意味を持っているからである。尚、岡短が不当交渉をする迄は、社会告発及び政党等には告発は一切行わず、紳士的な交渉を目指したが、本文第4章の如く不当・破廉恥交渉を1998年に行われ、体調の悪化をさせられた以上、②の行動をしても道義には反しないと判断した。

労基法違反とそれに起因する私の健康状態の問題を知るには、この文書の最後に添付している附属資料の資料-1「写真で見る私の健康状態の推移」を先に見ていただいた方が早く問題を把握できるかもしれない。

☆備考

- ①ポリテクカレッジ岡山→正式名称：岡山職業能力開発短期大学校(現中国職業能力開発大学校)
{この文書は2004年版までは、岡山短大とかポリテクカレッジ岡山と記述していたが、似た名称の岡山県立短大ができたため今回は岡短で記述している。}
- ②設置・運営→雇用促進事業団(現独立行政法人雇用・能力開発機構)

■1999年12月19日作成：2004年4月～9月改訂：2010年12月大幅改訂：2016年6～7月微修正
□2011年2月7日送付：岡山職業能力開発短期大校元非常勤講師：浜田隆政

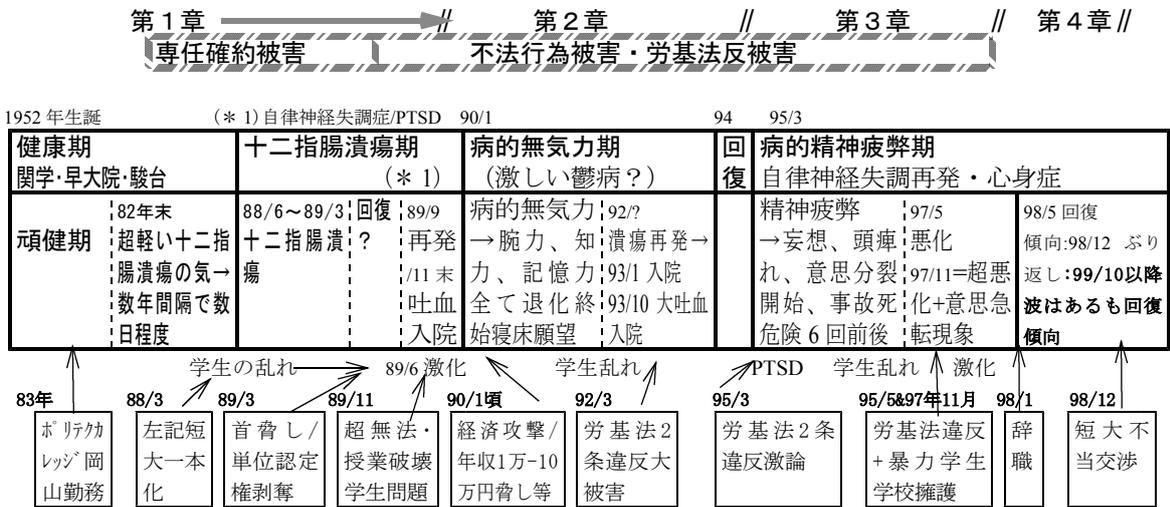
【目次】 二〇一〇年版のページ番号。二〇一六年微修正版は終了後にページなど変更し再配布予定

目次	1
序章：概況（全体の流れ）	3
第1章：ポリテクカレッジ岡山一本化迄	7
一節：短大一本化迄の健康概況（1982～87年末迄）	7
二節：専任詐欺被害の件	13
第2章：完全病的無気力期（1989末吐血への経過～1993年大吐血迄）	28
一節：1989年吐血迄の経過	28
二節：何故、私の頭脳が停止し生きる屍となったか	39
三節：何故このような問題が生じたか	47
— 学校責任の問題：学生を駄目にした権益主義と親方日の丸体質について	
四節：労基法2条2項違反による大吐血の苦しみ	51
五節：岡短の労基法違反構造分析	59
— 親方日の丸型労基法違反の事例分析（岡短労基法違反実証作業）	
第3章：精神疲弊期（1995年3月以降）	67
一節：1995年3月6日——再度の労基法2条2項違反の一撃	68
二節：94年から辞職迄の労基法違反と不法行為	76
三節：精神の疲弊から死の危険への遭遇	78
四節：97年度諸事件と岡短辞職への医師の勧告	82
五節：労基法違反被害後遺症症候群（PTSD）	96
六節：病気に関する岡短外要因の検討	114
第4章：交渉について	119
一節：賠償交渉に対する私の再度の提案（★重要）	119
二節：岡短との交渉に至るいきさつ	124
三節：短大不当交渉の問題点	127
四節：あるべき交渉の姿	141
五節：日本の人権救済の限界について	146
第5章：闇の中の労働契約——大労基法違反か計画的詐欺か	153
一節：労働条件明示違反——闇の労働条件	153
二節：交通費問題	156
三節：テキスト問題	160
四節：計画的詐欺か計画的強制貢ぎ労働か	165
五節：現代労働哀史	176
補節：追記事項	178
☆附属資料目次	185
資料-1：写真で見る健康状態の推移（24歳～55歳迄の写真で見る健康状態）	今回略
資料-2：病気全体の流れの概略図	◎附属資料-2に収録
資料-3：実際の日記及び覚書のコピー	186
A：1995年3月6日労基法違反後の頭の痺れ（頭の痺れ開始日の日記）	
B：文章書き抑制不可能現象の一例（労基法違反症候群の実例）	
資料-4：97年11月暴力学生事件	
学生配布プリント「岡山短大の名誉を守るために」	190
資料-5：岡短労基法違反・専任確約被害・強制貢ぎ被害額（推計値）	194

※（2017年2月20日修正版）目次のみ修正をしている。附属資料は今回一部は省き公開しない。

序章（全体の流れ）

◎：各章の概要



【注意】 字数節約のため、原則として、以下の略号を使用する。

(1) ポリテクカレッジ岡山 (岡山職業能力開発短期大学校) → 岡短。(2) 雇用促進事業団 → 「事業団」。(3) 雇用・能力開発機構 → 「機構」。(4) 駿台予備学校 → 駿台。

第1章について(1987年末迄)

■ 第一節では、病気の種類と症状、病気が岡短起因であることの証明と被害の状況。

① 1987年以前は健康であったが、駿台を辞職するや岡短が一変し、それが原因で1989年度に十二指腸潰瘍悪化、自律神経失調症、心身症の発症、更には1990年前後にはPTSDに陥ったと考えられる。

② 岡短一本化前、岡短一本化時代、岡短辞職後の健康状況を各種データより比較分析し、マクロ的に岡短因果の病気であることを証明した。詳細な具体的証明は各章参照。

③ 医療費は入院代・五度入院合計約120万円以上、(通院交通費も入れると、2010年現在迄の)定期通院20年分200万円以上、合計約340万円以上にのぼる。

■ 第二節では、岡短に事実上、監禁される原因となった専任確約問題とその被害の解説である。

① 専任確約で招聘されたため岡短の教壇に立ったことの証明。

◇ 証言者名、状況を把握している人の氏名、専任問題の問合せを阻止された事実経過。

◇ 専任でなければ行くはずがないことの状況証拠を記している。

② 専任詐欺で被った被害について。

◇ 他職場での専任の口を幾つも棒に振ったこと

◇ 原稿その他から得られた原稿料・印税を棒に振ったこと

◇ 岡短用アパートを借りざるを得なかった経緯。(家賃・電気・水道・ガス代等々の被害)

上記のみで4年合計600万円にのぼる

◇ 専任という名のために サービス労働を除いても各種の被害を受けたこと。

◇ 上記は単なる被害額であり、これとは別に1989年以降岡短での病気等がなければ得られていたと推定される、89年以降の逸失利益問題もある。この問題は第4章で論じる。

◇ 更に、計画的専任詐欺疑惑をも◇—5と6に記しているが、詳細は本文全体を読めば分かるが一信じられないが——その確率は極めて高くなる。その場合には(詐欺のみならず、強制労働・貢ぎ労働・人身の自由剥奪・経済の自由剥奪等々で)刑事告発のみか、旧労働省所管の職場であるため、国政調査権・国会招致などの措置を政府機関に望む次第である。

第2章(1989年吐血に至る経過～1993年大吐血迄)：精神の退行期

●大病の状況解説。次にその原因が岡短にあること（因果関係）と学校責任問題の解説が課題である。尚、この期は二つに区分できる。

(A) 1989年度発症の自律神経失調症と1989年大吐血（十二指腸潰瘍）の被害、それと90年前後にPTSDに陥ったことによる被害である。

(B) 更に、90年前後から症状が激化した鬱病？の激しい状況と被害の解説（90～93年度）である。

(C) 同時に、この(B)の時期（93年10月）の再度の大吐血に陥った経緯と岡短責任問題である。

第一節では、(A)の全体病気発症に至る経過（概況、学校因果、学校責任）。

第二節では、(B)の病気発症に至る経過（概況、学校因果、学校責任）。

第三節では、岡短の不法行為・親方日の丸体質が私のみか岡短全体の教育機能不全現象をも引き起こしたことについての解説である。

第四節では、(C)1993年1月入院及び1993年10月の大吐血（60日連続入院）の苦しみの解説である。同時に、その原因が岡短にあること、更に学校責任の証明がこの単元の課題である。またこの間にも多くの定職を棒にふった被害に関しての岡短責任についての解説もしている。

第五節では(A)～(C)の病気における学校責任を岡短型親方日の丸主義の論理構造と状況証拠より論証した。更に、岡短で大労基法違反が猛威を振るった理由を、左記の親方日の丸の論理構造から分析した。因みに、岡短で受けた労基法違反被害額は200万円を超えている。（付録資料—5参照）。

第3章(1995年労基法違反以降)：精神の疲弊期

1993年10月吐血後に突如気力が回復する。同時に腕力・知力・記憶力も回復するのみか運動開始前から不思議なことに筋肉も復活しかけていた。ところが、95年から再発をする。再発における短大因果と学校責任の実証がこの章の課題である。

■第一節では、(D) 病気再発に至る経過（概況、学校因果と学校責任の実証）。

この期の症状の開始は、教材、覚書、日程表、友人等への文書その他で6000頁余りの記録から調べていくと、95年3月6日の労基法2条違反を巡る激論から開始していたことが明確になった。マクロ的資料とミクロ的資料からそれを実証している。

■第二節では、(D)の時期における岡短労基法違反と不法行為の一部をまとめている。

■第三節では、(D)の**病気の症状と苦痛**。慰謝料・医療費支払義務が岡短・「機構」にあることの実証である。

この時期の精神疲弊から、車を運転中に頭が白紙になり、衝突事故の危険にも何度も直面し、96年6月には正面衝突で即死したと思ったのが、奇跡的にぶつからなかった事件や、ついには97年1月に大事故ではないとはいえ事故に遭遇する。しかも事故前から記憶が全くとぎれ、事故現場が私の実家から500メートルしか離れていないのにも拘わらず、どこで事故を起こしたか全く分からず、警察でも言えず、農協共済保険では全く違う場所を事故現場と申請してしまう。この状態も第一節から第四節迄を読めば岡短起因と岡短責任は明白になるであろう。

■第四節では、(E) 短大に起因する諸事件と病の深化から岡短辞職を余儀なくされた経過（概況、学校因果、学校責任）。少なくとも労災である。だが労災以上の犯罪・危害があったことの具体的解説である。

■第五節では、(A)～(E)の病気が岡短因果・岡短の責任であることは既の実証したが、更に岡短辞職後の出来事から、その仮説が間違いないことを吟味した箇所的事例解説である。特に、ベネッセの労基法違反でどのくらい精神が乱れたかを読めば、岡短労基法違反被害症候群（PTSD）に陥っていた可能性が極めて高いことが分かるであろう。

病気の本質は、岡短の労基法違反を中心とする、岡短による生活危機下に十年以上おかれていたことに起因する生存権への脅しにある。岡短型労基法違反被害症候群（PTSD）か、岡短起因の心身症の再発と分析される。その仮説を岡短辞職後の事例で吟味した箇所である。

同時に、この吟味から出る結論は、95年3月6日の再度の労基法2条2項違反（年収が半額になる）をめぐっての職員との激論直後から、一気に病気が再発したことを理論的に鮮明にするものである。更に多数の危害により、内臓は超不快感、胸焼け、吐き気か腸の異変か不明の現象が起こる。主治医は、後者は心身症中心の症状と98年頃に診断を下された。これらは第一節から第四節を読めば、誰とて岡短責任は疑う余地もないことは分かるであろう。

98年短大辞職以降の精神の乱れの原因が、岡短及び労基法違反の臭いに過敏に反応する、いわば岡短労基法違反被害後遺症症候群と言うような状況に陥っていることから実証されている。

■第六節では、万一短大からの賠償から控除すべき大きな短大外要因があるかどうかについて検討した箇所である。病気に関する短大外要因の検討として、万一映画・TV説が事実としても、それにより岡短

- ・「機構」の賠償額が大きくなってその逆はないことを論理で紹介しておいた。
- ◆マクロ的に全過程をみれば、計画的詐欺、強制・（監禁）労働を強いていた疑惑が濃厚である。

第4章交渉について

■第一節で、私自身の交渉・賠償への提案である。要するに、 A （私の受けた被害全体額） $\times B$ （短大との因果率） $\times C$ （短大の責任率） $=D$ （賠償額）とし、 A は私の恩師や短大側の顧問他の常識人が決定し、 B は良心的な医師達が決定し、 C は法及びその種の専門家が決定し……で、私自身はこの文書以外にも万一必要な資料があれば第4章一節に記した原則の下で公開し、金額については主観が入るため完全にノータッチとするという提案である。

■第二節～第四節では、私が岡短・「事業団」との交渉に至る経過（第二節）、交渉の問題点（第三節）、あるべき交渉の在り方（第四節）を記している。同時に、交渉全体をみても、私が岡短労基法違反被害症候群（PTSD）となっていたことの裏付けともなっている。

■第五節では、訴訟が本来一番紳士的であるが、訴訟が不可能な状態（訴訟費用、個人訴訟しようにも自己意思に反して自己に不利な発言を警察などでさせられたこと、更に保険か何かから金を支払うためのパッチテストとみせかけた挑発〔深夜3時頃の悪戯電話、自転車走行中での車の異常接近……〕で身動きが取れぬ状態に置かれていたこと）を記している。その結果、こうした文書を送付するしか方法がなかった。

第5章間の労働契約の被害

■第一節では、闇の労働条件及び謎の労働契約が無限無料労働への道であることを紹介している。

■第二節～第三節では、第一節の状態のため、実際にどのような恐怖状態に陥ったかを具体的に記している。このことは、岡短労基法違反被害症候群（PTSD）の裏付けともなっている。

■第四節では、岡短で受けた詐欺・被害は腐った組織に由来する結果としての詐欺なのか、計画的詐欺であったのかを具体的事例から問題提起と、政党・政府へ調査依頼をした箇所である。

■第五節では、長期に亘り、岡短での強制・貢ぎ労働被害に遭った私の叫びである。

◎附属資料一巻末に収録。資料一の私の写真での推移を見るのみでも、いつ病気になったかは一目瞭然である。

★「機構」関連で送付・発表した諸文書。この問題に関する原稿は下記である。

（1）政府・主要政党宛送付文書（一九九九年版）

- ①文書一一・本文 『恐るべき労基法違反・労働省所管の岡山短大で私が受けた労基法違反の大被害』（[A四用紙ワープロ文] 本文一一二頁と資料一七頁）
- ②文書一二・『特殊法人への疑問と教育聖域論への問題提起・岡山短大の事例』（一八頁）。
- ③『文書一一の概要』（一四頁）
- ④「呼び掛け文」（三頁）である。（以上、1999～2000年4月の間に送付）

これらの、二〇〇四年改訂版は①本文二二三頁（四〇〇字詰め原稿用紙換算二五〇〇枚相当）と附属文書三〇頁（四〇〇字詰め原稿用紙換算一八〇枚相当）、②三〇頁、③二〇頁、④四頁である。

一九九九年版の送付先は以下の通りである。①内閣総理大臣・小淵恵三、②不破哲三、③土井たか子、④労働大臣、⑤労働省職業能力開発局長、⑥労働基準局長、⑦労働省職業能力開発局長、⑧雇用・能力開発機構理事長、⑨東京法律事務所・神田高弁護士、⑩美作町議会議員・（立会人）新免昌和、⑪朝日新聞、⑫日本共産党中央委員会、⑬その他として岡短、関学恩師後藤先生、主治医、友人、親戚関連などである。

二〇〇四年版の送付先は以下の通りである。①内閣総理大臣・小泉純一郎、②尾辻厚生労働大臣、③厚生労働省労働基準局、④独立行政法人雇用・能力開発機構、⑤武部自由民主党幹事長、⑥民主党菅直人（民主党代表でなく菅直人氏にした理由は既述の如く奇妙な縁（市川房枝氏や理想選挙推進会など）の関係）、⑦神崎武法公明党代表、⑧日本共産党志位委員長、⑨朝日新聞大阪本社（最高責任者）、⑩著名人として筑紫哲也、⑪後藤峯雄先生、⑫立会人・新免昌和議員、⑬親戚関係のMOさんである。

（2）『親方日の丸』（四〇〇字詰め原稿用紙換算九〇〇枚程度）。

→今回、一政党に一つを目処に同封している。依って、同一政党内で複数の人に（4）を送付している場合には、同封していない方もある。

（3）『閉じた窓にも日は昇る』

(三つのバージョンがあるが、2010年秋版では四〇〇字詰め原稿用紙換算一八〇〇枚程度)。

(4) 今回の文書『厚生労働省所管の大学校で受けた被害への救済依頼』(今回の文書)
→上記(1)①の2010年改訂版である。

上記(1)①は岡短で受けた労基法被害について、(1)②は岡短の職員が何故労基法違反をし、学生が乱れたかの理論分析書である。(1)①②は、政府・「機構」・主要政党などへの直接の救済依頼文書である。該当者が反論できるように、全て実名で記した関係で、プライバシーなどにも配慮し公刊はできない。

(2)は、(1)②の側面を重視し、「機構」を社会科学手法で構造・機能分析したものである。実名は、幹部職にある人物のみに限定した。

(3)は、一般向けに公開するために記した。氏名は責任者該当者(岡短の松尾副校長と「機構」理事長名)のみ実名で後はイニシャルとしている。なお、(3)は、「機構」運営の大学校・岡短のみではなく、その前後に起こった事件も記している。

(※2016年6月27日追記)

1) 二〇一〇年版の送付先は、呼びかけ文に記した下記の通りである。

2) 今回のPDF公開版では、岡短は副校長以上を実名とし、課長以下は略号で記している。また、講師などの人名も今回のPDF版では原則略語に置き換えた。

【二〇一〇年版送付先】

I・民主党：①総理大臣菅直人・同夫人伸子、②岡田幹事長

II・自民党：④谷垣総裁、⑤石原幹事長。

III・公明党：⑥山口代表。

IV・共産党：⑦志位委員長、⑧市田書記局長。

V・みんなの党：⑨渡辺代表。

VI・社民党：⑩福島瑞穂。

VII・政府関係：⑪厚生労働大臣、⑫雇用能力開発局長

IX・関係者：⑬新免議員、⑭神田高弁護士、⑮後藤峯雄先生、⑯我が家親戚関係一名。

X・マスコミ関係：⑰読売新聞・渡辺氏宛、⑱朝日新聞代表者、⑲毎日新聞代表者、⑳山陽新聞。

※この内、⑤⑧、⑰～⑳は書留でなく、通常郵便で送付したと思うが、厳密には不明である。ただし、⑰～⑳はワープロでの住所宛先が保存されている以上、送付しているとなる。⑤、⑧も送付したはずであるが、現時点では調査中である。なお、別に田原総一郎氏宛などへのメモもあり、田原氏を含めて、他の人物にもだしているかどうかは調査中である。

【参考】

(2)の『親方日の丸』(第一部)(第二部)はKindle(アマゾン電子書籍)で発売中(各百円)。2016年8月末までにはKobo(楽天電子書籍)でも発売予定(各百円予定)。

(3)の『閉じた窓にも日は昇る』(上)はKindle(アマゾン電子書籍)で発売中(各百円)。『閉じた窓にも日は昇る』(下)はKindle(アマゾン電子書籍)で2016年7月30日発売予定(各百円)。2016年中にはKobo(楽天電子書籍)でも発売予定(各百円予定)。

※下記参照。

<http://h-takamasa.com/book-01/index.html>